

暫定支給決定について

平成20年7月18日
健康福祉局障害支援課事業支援係

【暫定支給決定とは】

訓練等給付に係る障害福祉サービス(自立訓練・就労移行・就労継続(A型))を利用する際、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断、を行うための期間(暫定支給決定期間)を設定した支給決定のことをいう。

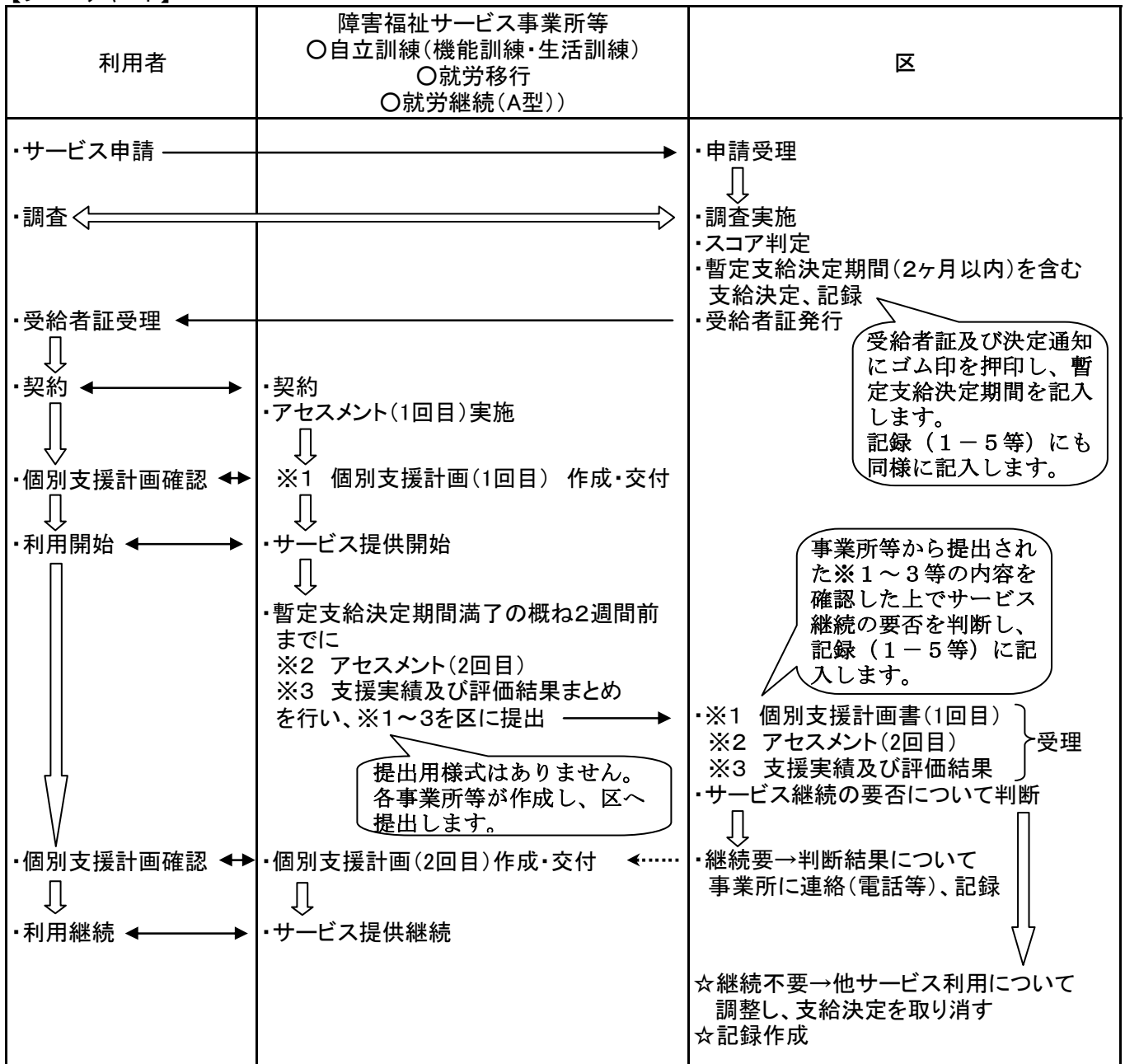
【暫定支給決定対象サービス】

- 1 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
 - 2 就労移行支援
 - 3 就労継続支援(A型)
- ※就労継続支援(B型)は対象外

【暫定支給決定期間】

2ヶ月以内の範囲で区が設定し、受給者証と決定通知に記載します。利用者へは、暫定支給決定期間終了後、サービス利用継続が適当でない区が判断した場合に決定を取り消すことがある旨を説明します。

【フローチャート】



【本支給決定への移行】

事業者は個別支援計画に従って支援を行い、暫定支給決定期間満了の概ね2週間前までにその支援実績やアセスメント結果等を区に提出します。区はそれをもとにサービス利用継続の要否について判断し、事業者に結果を連絡(電話等)してください。